イ　チャネル間隔が一〇MHzの場合

希望波を定格出力で送信し、希望波から（±）一〇MHz離れた無変調の妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（－＋）一〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする九MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波から（±）二〇MHz離れた無変調の妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（－＋）二〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする九MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

ウ　チャネル間隔が一五MHzの場合

希望波を定格出力で送信し、希望波から（±）一五MHz離れた無変調の妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（－＋）一五MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする一三・五MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波から（±）三〇MHz離れた無変調の妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（－＋）三〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする一三・五MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

エ　チャネル間隔が二〇MHzの場合

希望波を定格出力で送信し、希望波から（±）二〇MHz離れた無変調の妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（－＋）二〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする一八MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波を定格出力で送信し、希望波から（±）四〇MHz離れた無変調の妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（－＋）四〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする一八MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

3　設備規則第四十九条の六の十第一項第二号ロの総務大臣が別に告示する基地局又は陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置のフレーム長は一〇ミリ秒であること。

4　設備規則第四十九条の六の十第三項第二号の総務大臣が別に告示する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置がキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合に使用する搬送波の周波数帯及び当該搬送波の数は、次の表の上欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

送信の種別	送信する搬送波の周波数帯	キャリアアグリゲーション技術を用いて送信する最大の搬送波の数
同一周波数帯内で連続する搬送波による送信	三・四GHzを超え三・六GHz以下	二

5　設備規則第四十九条の六の十第四項第六号の総務大臣が別に定める陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うもののうち、再生中継方式以外の中継方式のものに限る。）の基地局対向器及び陸上移動局対向器の増幅度特性は、次のとおりとする。

(1)　送信周波数帯域の最も高い周波数から五MHz高い周波数及び最も低い周波数から五MHz低い周波数における増幅度が三五デシベル以下であること。

(2)　送信周波数帯域の最も高い周波数から一〇MHz高い周波数及び最も低い周波数から一〇MHz低い周波数における増幅度が二〇デシベル以下であること。

(3)　送信周波数帯域の最も高い周波数から四〇MHz高い周波数及び最も低い周波数から四〇MHz低い周波数における増幅度が〇デシベル以下であること。

6　設備規則別表第二号第12の4⑷オの総務大臣が別に告示する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置がキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合に当該送信された複数の搬送波の全平均電力の九九パーセントが含まれる周波数の幅は、次の表の上欄に掲げる組合せに応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せ	周波数の幅
五MHzと五MHzの組合せ	九・八MHz以下
五MHzと一〇MHzの組合せ	一四・九五MHz以下
五MHzと一五MHzの組合せ	一九・八MHz以下
五MHzと二〇MHzの組合せ	二四・九五MHz以下
一〇MHzと一〇MHzの組合せ	一九・九MHz以下
一〇MHzと一五MHzの組合せ	二四・七五MHz以下
一〇MHzと二〇MHzの組合せ	二九・九MHz以下
一五MHzと一五MHzの組合せ	三〇MHz以下
一五MHzと二〇MHzの組合せ	三四・八五MHz以下
二〇MHzと二〇MHzの組合せ	三九・八MHz以下